

# 国際出願に係る手数料の軽減措置及び国際出願促進交付金交付措置における 公設試験研究機関

2019年3月

2019年4月1日以降に特許庁が受理する国際出願に係る軽減措置、及び2019年4月1日以降に特許庁が受理する交付金交付申請に係る交付措置の対象となる公設試験研究機関とは、「公設試験研究機関を設置する者（＝地方公共団体）」です。

※「公設試験研究機関」とは、地方公共団体に置かれる試験所、研究所その他の機関であって試験研究に関する業務を行う機関です。

[更新日 2019年3月1日]

## お問い合わせ

特許庁総務部総務課調整班

電話：代表 03-3581-1101 内線 2105

[お問い合わせフォーム](#)